

カーブミラー設置における要否判定の指針

令和6年7月
琴浦町建設住宅課

1 趣旨

この指針は、各集落からのカーブミラー設置要望に対し、その必要性について同一の基準で、公正かつ適切に判断するための目安として定めたものである。

2 はじめに

道路反射鏡は、隅切り等がなく、見通しの悪いカーブや交差点において、自動車の直接目視が困難な場合に、道路交通法を遵守した自動車同士の衝突防止を目的として設置しています。

道路反射鏡には、死角が生じることや遠近感がわかりにくい等の特性があることに加え、運転手が道路反射鏡を過信することで、交通事故が発生している状況があり、設置については慎重に判断する必要があります。

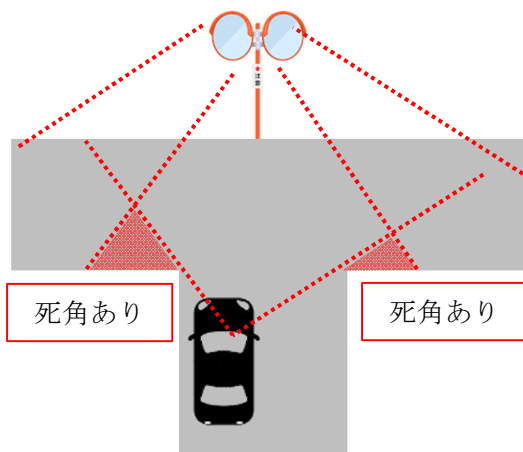
あくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則であることに留意し、適切な道路反射鏡の設置を行います。

3 道路反射鏡の特性について

道路反射鏡には、次のような特性があります。

- 1) カーブミラーで見えない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- 2) 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- 3) 道路反射鏡に映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感、距離感をつかみづらい。
- 4) 道路反射鏡は左右が逆に映るため、混乱をまねきやすい。

< 参考図1 >



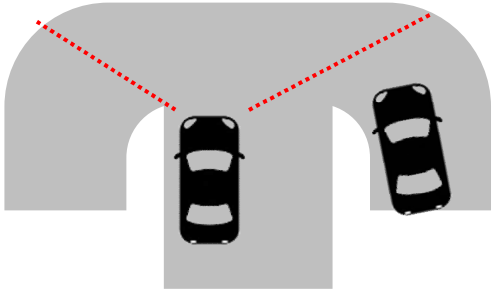
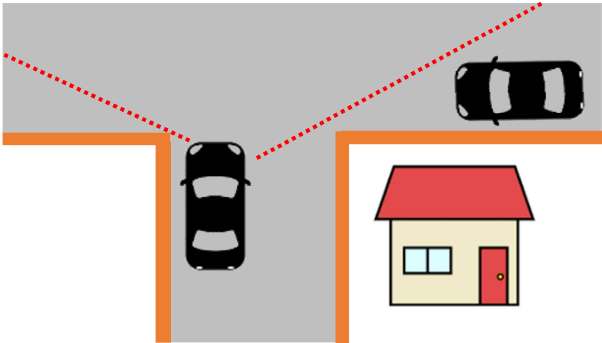
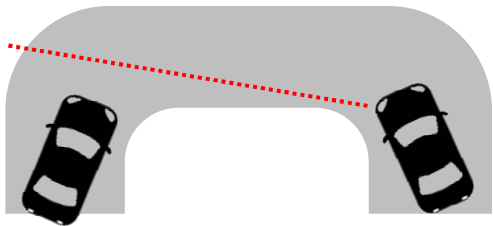
4 道路反射鏡の設置について

道路反射鏡の設置は、前述のとおり、歩行者・自転車にとってかえって危険になることもあるため、設置の可否は下記の基準により判断します。

また、地域や町民からの要望については、現地調査し、直接目視による確認が困難な場所であることを確認した上で設置を検討します。そのため、設置の要望に沿えないことがあります。

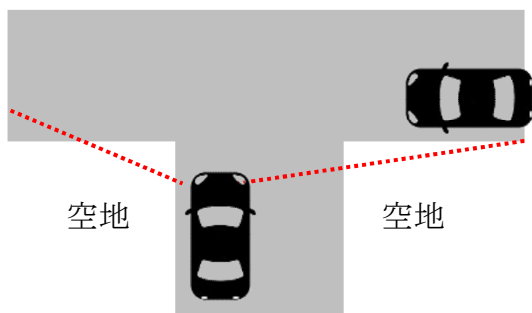
【留意点】

- ・ カーブミラーの設置要望は、お住いの自治会を通じて担当部署へ要望書を提出していただくようお願いします。（要望書は任意様式であり各自ご用意ください）
- ・ 設置にあたり、沿線地権者の承諾を得てもらうことで設置可能となることがあります。
- ・ 事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であるため、安全運転を心がけてください。

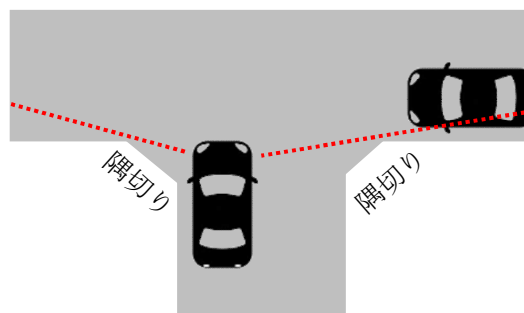
○設置できると判断する場合	
内側にカーブしていて見通しが悪い場合 	民家や塀などにより、見通しが悪い場合  ※樹木や植栽による視界不良の場合は、剪定をお願いすることがあります。
カーブで見通しが悪い場合 	

×設置できないと判断する場合

空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合



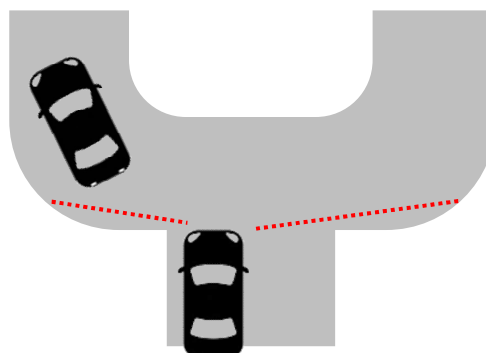
隅切りが設置されている場合



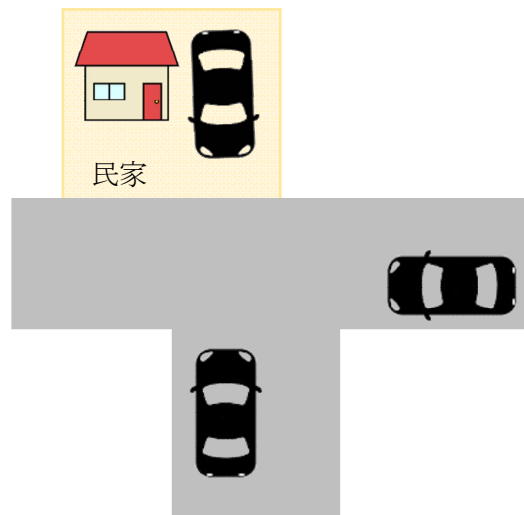
民家や事業所などの出入口



外へカーブしており、見通しが確保されている場合



設置したい位置と民家の進入路が重なった場合



5 カーブミラーの移設または撤去

自己都合による私有地内の形状変更（出入り口等の変更等）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には、自費工事となります。

- 道路管理者以外の者が道路に関する工事又は維持を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければなりません（道路法第 24 条）

- この工事等に要する費用は承認を受けた者が負担することとされているため（道路法第57条）、自費工事となります。

既存のカーブミラーについては、以下の理由により撤去する場合があります。

- 地権者の都合により設置継続が困難となった場合
- 道路改良等により道路状況等が変化した場合
- 空家の解体により見通しが確保できた場合
- 道路管理者が不要と判断した場合

6 配意事項（最終確認）

- 1) カーブミラーは、交差点における安全確認に際して補助的な役割を果たすものに過ぎない。道路形状に関わらず、目視による安全確認が基本であることをよく理解して要否判断にあたる。
- 2) カーブミラーを設置することにより、発生する危険性（交通事故の誘発、交通ルール無視の助長など）があることを十分に留意して検討する。